

## 住民税の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。※次のいずれかに該当する方を除く。

- ①税務署に所得税の確定申告書(令和3年分)を提出される方
  - ②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方(提出の有無は勤務先へご確認ください)
  - ③公的年金等に係る所得のみの方
- ※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする方は申告が必要です。
- ◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。
- ①公的年金等の収入が400万円以下で、それ以外に、20万円以下の所得金額がある方
  - ②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、20万円以下の所得金額がある方など
- ◆市・県民税は、ひとり親控除・か届控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族(16歳未満)を含めた全ての扶養親族の数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

## 不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

## 事業所得を有する方へ

事業所得(自営業・農業など)を有する方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料と併せて持参してください。(収支内訳書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます)

※特に農業所得の資料は必ず持参してください。

## 事業主の皆さんへ

給与支払報告書の提出

提出期限  
1月31日(月)

令和3年1月1日～令和3年12月31日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和4年1月1日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。原則、パート・アルバイト等を含む全ての従業員から住民税の特別徴収(天引き)をする必要があります。

令和4年度の税の申告相談(令和3年1月1日～令和3年12月31日分所得)を実施します。申告が必要な方は、できるだけ決められた日程での申告をお願いします(P18の表のとおり)。当日来られない場合は、次の期間中に申告を受け付けます。(※本年から申告案内は「前年に本人が希望されている」場合のみお送りします。)

# 税の申告相談

### 【申告会場と開設期間】

#### ●市役所本庁舎市民ホール

2月16日(水)～3月15日(火)

9時～11時30分・13時～16時30分

※土日祝を除く。ただし、2月19日(土)9時～11時30分、13時～16時30分と、3月5日(土)9時～11時30分受付。

#### ●香北支所

2月16日(水)～3月15日(火) 9時～11時30分・13時～16時30分

※月・火・水・金に受付。(祝日を除く)

#### ●物部支所

2月16日(水)～3月15日(火) 9時～11時30分・13時～16時30分

※火曜と木曜に受付。

■問い合わせ先  
税務収納課市民税班  
☎52-9292



支所の受付日以外は税務署へ、市申告の場合は本庁舎へお願いします。毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても一定人数を超えた場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。

## 関連情報

### 南国税務署からのお知らせ

#### スマホでかんたん！確定申告

マイナンバーカードを利用してマイナポータルと連携すれば、さらに便利になります。

確定申告 × マイナポータル

令和3年分確定申告から自動入力対象が拡大



ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険・地震保険

今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

#### マイナポータル連携を行う前の事前設定

- 1 マイナンバーカードの取得  
マイナンバーカードの取得申請はこちら
  - 2 マイナポータルの開設・設定  
マイナポータルの開設はこちら
  - 3 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ(連携)設定  
マイナポータル連携可能な証明書等発行元一覧はこちら
  - 4 確定申告書等を作成  
確定申告書等作成コーナーはこちら
- 確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法等の動画はこちら

動画で見る確定申告

混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことにご協力をお願いします。

- ◆申告にはマイナンバーの記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード+運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。
- ◆分離所得(譲渡・株式等)、寄附金控除、住宅借入金控除の申告をする方で確定申告となる方は、なるべく税務署で申告してください。※支所では受け付けていません
- ◆医療費控除の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。(明細書は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。)  
※『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。

### 来庁時の注意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために次の点に注意し来庁してください。

- ◆マスクを着用してください。申告中も着用していただくようにお願いします。
- ◆手指のアルコール消毒をお願いします。
- ◆検温を実施し、体温の高い場合には日を改めていただく場合があります。体調がすぐれない場合には来庁をお控えください。



お問い合わせ先 南国税務署 ☎ 088-863-3215  
(自動音声によりご案内しておりますので、相談内容に応じて該当の番号選択してください)